

第11次

清里町交通安全計画

令和3年度～令和7年度

清 里 町

目 次

表 紙	1
目 次	2

第 1 章 清里町交通安全計画について

第 1 節 計画の位置付け・期間など	4
第 2 節 計画の基本理念	4
【交通事故のない社会をめざして】	
【人優先の交通安全思想】	
【高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築】	

第 2 章 交通事故の現状と今後の目標について

第 1 節 道路交通事故の現状	5
第 2 節 踏切事故の現状	5
第 3 節 今後の交通安全を考える視点と目標	5

第 3 章 講じようとする施策について

第 1 節 道路交通における環境整備	6
(1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備	6
(2) 夜間における交通安全の確保	6
(3) 改築による道路交通環境の整備	6
(4) 効果的な交通規制の推進	7
(5) 地域住民と一体となった安全な道路交通環境の整備	7
(6) 冬季における交通安全の確保	8
(7) その他道路環境の整備	9
第 2 節 交通安全思想の普及徹底	9
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	10
(2) 効果的な交通安全教育の推進	11
(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	12
(4) 交通の安全に関する各団体の主体的活動の推進	14
(5) 効果的な広報の推進	14
(6) 住民の参加・協働の推進	14

第3節	安全運転と車両の安全性の確保	14
(1)	運転者教育等の充実	14
(2)	自転車の安全性の確保	15
第4節	道路交通秩序の維持	15
(1)	交通指導の強化	15
(2)	暴走行為の対策強化	15
第5節	救急・救助活動の充実	16
(1)	応急手当の普及啓発活動の推進	16
(2)	救急・救助体制の整備	16
第6節	被害者支援の充実と推進	16
(1)	無保険（無共済）車両対策の徹底	16
(2)	交通事故相談活動について	17
第7節	踏切道における交通の安全	17
(1)	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	17
(2)	踏切道の統廃合の促進	17
(3)	踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	17

第4章 計画の推進体制について

第1節	計画の推進体制	18
第2節	交通安全運動実施計画	19
第3節	交通安全に関する情報の共有化	19
裏表紙		20

第1章 清里町交通安全計画について

第1節 計画の位置付け・期間など

本町における交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和46年以降、10次50年にわたる清里町交通安全計画を作成し、町及び関係機関、団体と連携して交通安全対策を推進してきた結果、着実な進展が見られるものの、事故そのものの撲滅には至っておりません。

交通事故の防止は、町民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなければならない重要な課題であり、人命尊重の理念の下に、交通事故のない社会をめざして、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、諸施策を一層強力に推進していかなければなりません。

この第11次清里町交通安全計画は、交通安全対策基本法第26条の規定に基づき、令和3年度から令和7年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策について、交通安全指導員や警察、総合計画住民アンケートの意見をふまえ、従来の対策や国、北海道の施策、第6次清里町総合計画との整合性を図りつつ、清里町の交通事故の特徴や交通事情の変化に対応すべく定めるものです。

第2節 計画の基本理念

【交通事故のない社会をめざして】

交通事故のない安全で安心して暮らすことができる社会の実現は、全町民の願いであり、その取り組みにあたっては、全ての弱い立場にある者への配慮や思いやりが必要不可欠です。

清里町では、人命尊重の理念に基づき交通事故のない社会を目標とし、あらゆる交通事故の根絶に向けて、より一層の対策を図ってまいります。

【人優先の交通安全思想】

自動車や自転車と比較して圧倒的に弱い立場にある歩行者等の安全や、交通弱者とされる子ども、高齢者、障がい者等の安全をより一層確保するため、「人優先」の交通安全思想を基本とし、あらゆる安全対策、施策を推進してまいります。

【高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築】

道路交通における社会情勢では、高齢歩行者の事故や高齢者による自動車や自転車の運転技能の変化等が心配されています。買い物や通院など日常生活を支える交通サービスの確保に努め、年齢や障がいの有無等に関わりなく、安全に移動することができ、安心して暮らせる共生社会の構築をめざします。

第2章 交通事故の現状と今後の目標について

第1節 道路交通事故の現状

第10次交通安全計画期間内の人身交通事故による死亡者数は、平成28年に1名で以後はなく、人身・物損交通事故の発生数はほぼ横ばいで推移しており、交通事故の撲滅には至っていません。

町内で発生した交通事故の多くが、交差点での出会い頭の事故であり、運転者による交通ルール遵守・マナー向上や、交差点等の環境整備などが求められます。

また、清里町の道路延長は、国道・道道含め約394kmあり、幹線道路は知床、阿寒の両国立公園、網走国定公園への通過路線であり、観光と輸送繁忙期が重複する夏から秋にかけて事故が増加する傾向にあります。

さらに、1年間の約3分の1が雪に覆われる特別豪雪地帯であり、12月から3月の冬期間は、吹雪による視程障害、積雪による道路の幅員減少、路面凍結による交通渋滞やスリップ事故、歩行中の転倒事故など、交通という観点からも厳しい影響のある地域です。特に積雪期間中における歩行空間の確保に対する町民のニーズは大きく、子どもから高齢者、障がい者などを含むすべての人々が、安全に利用できる歩行空間の確保に向けた取り組みが必要です。

第2節 踏切事故の現状

清里町を縦断する鉄道の総延長は約28kmで、その間に私道分を含む大小約30箇所踏切があり、これらには踏切保安設備の設置されていない箇所もあります。

このような状況に対処するため、引き続き関係機関と協議のうえ、踏切事故の発生を防止するものとします。

第3節 今後の交通安全を考える視点と目標

今や自動車の利用は町民の日常生活にとって不可欠なものとなっており、特に、交通量が多くなる通勤・通学時間帯においては、安全かつ円滑な通行に向けた対策を推進する必要があります。また、夏から秋にかけての交通量増加、冬期間の積雪寒冷といった本町の地域的特殊性を十分に考慮しなければなりません。

このような道路交通の現状に的確に対処していくためには、人命尊重の理念の下、交通事故のない安全な交通社会を実現することを理想として、実際に発生した交通事故に関する情報の収集、分析を行い、より効果的な対策への改善を図る必要があります。

交通安全対策の推進にあたっては、事故防止対策の充実による事故発生の抑

制を始めとした従来の交通安全対策を基本にしつつ、安全・安心を確保した人優先の道路交通環境の整備充実、段階的かつ体系的な交通安全教育の推進と交通安全対策の充実、安全速度の習慣化、交通安全広報活動の推進、迅速かつ効果的な救急・救助体制の整備など総合的に実施します。また、経済社会情勢や交通情勢の変化をふまえ、少子高齢社会への対応、歩行者の安全確保、町民自らの交通安全意識の醸成、インターネットを活用した積極的な情報発信・啓発などの諸対策を推進することで、地域全体の交通安全思想の定着と交通マナーの向上を目標にしつつ、交通事故死亡者数ゼロの継続をめざします。

第3章 講じようとする施策について

第1節 道路交通における環境整備

(1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備

少子高齢化が一層進展する中で、子どもを事故から守り、高齢者や障がい者が安全にかつ安心して外出できる交通社会の形成を図る観点から、安心・安全な人優先の視点に立った対策を推進していく必要があります。

ア. 通学路等における交通安全の確保

幼稚園、保育所、小学校及び中学校、高校などに通う幼児や児童、生徒の通行の安全を確保するため、教育委員会や学校、保護者などと情報共有に努め、通学路の安全対策などを総合的に推進し、通学バスの運行や子どもを送迎する保護者の車両における交通の円滑化を図ります。

イ. 快適な歩行空間の整備

歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行を確保するため、歩行者などの交通の危険性が高い区間などについて、改築事業などの整備と併せて歩道などの整備を実施します。その際、快適な通行空間を充分確保した歩道の整備に努めるものとします。また、老朽化した歩道の凹凸、雑草の繁殖などの情報共有・整備の推進を図ります。

(2) 夜間における交通安全の確保

薄暮時、夜間においても安心・安全に通行できる交通環境を確保するため、地域ニーズをふまえた街路灯等の整備を推進します。

(3) 改築による道路交通環境の整備

交通事故の多発などを防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、次の方針により道路の改築事業を推進いたします。

- ア. 歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、道路交通安全に寄与する道路の改築事業を計画的に推進します。
- イ. 道路の新設、改築にあたっては交通安全施設についても併せて整備を図り、歩行者及び自転車利用者の多い地域などにおいては、歩行者などの安全と生活環境の改善を図るため、歩道の設置に努めるとともに、道路標識、街路灯等、防護柵などの整備を図ります。
- ウ. 安全かつ円滑な冬季交通を確保するため、道路の新設・改築にあたっては、冬季交通に係る交通安全施設についても考慮することとし、凍上による路盤の崩壊防止や雪による交通障害の解消を図る凍雪害防止事業や、吹き溜まり、雪崩、視程障害などに伴う交通事故防止のための防雪柵などの設置を図るものとします。

(4) 効果的な交通規制の推進

道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、道路網全体の中でそれぞれの道路の社会的機能、道路の構造、交通安全施設の整備状況、交通流量の状況など地域の実態に応じ、既存の交通規制を見直すなど、規制内容をより合理的にするよう関係機関に要請していきます。

ア. 市街地における交通規制の推進

市街地における交通事故防止を図るため、道路の実態、交通量などに応じた駐車規制、さらに住宅街、商店街などの歩行者、自転車利用者の安全を確保するため、速度制限などの交通規制を総合的かつ計画的に要請します。

イ. 幹線道路における規制の推進

幹線道路については、交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、交通安全施設の整備状況、交通の状況を勘案しつつ、速度規制及び追越し禁止、一時停止などの検討を行い、交通規制を要請します。

ウ. 交差点における規制の推進

交差点における安全な通行を推進するために、地域のニーズや道路環境をふまえ、視認性の高い自光式・高輝度素材の標識等の設置・更新を適宜要請するとともに、樹木・生垣などが標識等に覆いかぶさらないように周辺敷地の所有者などとの情報共有に努めます。

エ. その他の交通規制

上記の措置のほか、道路の構造及び交通量を勘案し、交通の危険を防止するため、道路の決壊、異常気象などにより危険と認められる場合、関係機関と連携し、車両の通行制限を迅速かつ適切に対処します。

(5) 地域住民と一体となった安全な道路交通環境の整備

安全な道路交通環境の整備にあたっては、道路を利用する人の視点を生かすことが重要であることから、地域住民及び道路利用者の情報提供や自治会などによる交通安全点検を積極的に推進するとともに、交通安全対策に関し

て町民が積極的に参加できるような仕組みをつくり、行政と町民の連携による安全対策を推進します。

(6) 冬季における交通安全の確保

ア 冬季における交通環境の整備

冬季に対応する道路交通環境の整備については、これまでも冬季交通の確保や交通安全などの観点から関係機関が連携し、幹線道路と生活道路の両面で対策を推進してきたところですが、路面や気象など交通環境が夏季とは大きく異なることから、今後も冬季交通の特性に対応した道路交通環境整備を図っていく必要があります。

交通安全施設などの整備にあたっては、効果的・効率的に事故を削減する観点から、冬季に特徴的な事故が多発しているなどの箇所に対して、事故の特徴をふまえた対策を重点的に実施するとともに、道路交通の円滑化を図ることにより交通安全の推進に資するため、除排雪の実施や凍結防止剤、防滑砂の散布などによる良好な道路環境の維持に努めるものとします。

イ 人優先の安全・安心な歩行空間の整備

冬季の歩行者の安全・安心で快適な通行のため、除排雪などによる歩行空間の確保に努めます。

特に、中心市街地や公共施設周辺、通学路などをはじめ歩行者などの安全確保の必要性が高い区間などについて、冬季の安全で快適な歩行者空間を確保するため、積雪による歩道幅員の減少や凍結による転倒の危険など冬季特有の障害に対し、歩道除雪や防滑砂の散布などその重点的な実施に努めます。

ウ 円滑・快適で安全な冬季道路環境の整備

冬季における円滑・快適で安全な交通を確保し、良好な道路環境を維持するため、道路除排雪の実施、交差点や坂道、スリップ事故多発箇所を中心とする凍結防止剤や防滑砂の効果的な散布による冬季路面管理の充実に努めるものとします。また、市街地においては、交差点周辺を中心に、運搬排雪による見通しの確保に努めるとともに、町民が自主的に行う除排雪を積極的に推進いたします。

エ 冬季における交通安全思想の普及徹底

冬季における道路交通は、路面や気象など交通環境が通常とは大きく異なり、悪条件が重なることから、交通安全意識と交通マナーの向上に加え、冬季交通特有の技能と知識の習得が重要であります。このため、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行うとともに、参加・体験・実践型の教育方法を取り入れるなど、より効果的な交通安全思想の普及に努めます。

オ 冬季における安全運転の確保

冬季の安全運転を確保するためには、冬季特有の気象や路面における運

転者の能力や資質の向上を図ることが必要であり、冬季の交通環境に対応した運転者教育などの充実に努めます。また、冬季は他の時期と比較し、気象や路面などの交通環境が変化しやすく、その影響も大きいことから、道路交通の安全に影響を及ぼす自然現象に関する適時・適切な情報提供など、道路交通に関する総合的な情報提供の充実を図ります。

(7) その他道路環境の整備

ア. 道路使用及び占用の適正化など

工作物の設置などに係る道路の使用及び占用については、道路の構造を保存し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、適切な許可を行うとともに、許可条件の履行、占用物件などの維持管理の適正化を図ります。

また、道路交通に支障を与える不法占用物件などについては、適切な指導取締りによりその排除を行うとともに、不法占用物件などの防止を図るための啓発活動を行います。

イ. 子どもの遊び場としての公園・広場などの有効活用

公園・広場などを子どもの遊び場として有効に活用し、路上遊戯などにおける交通事故の防止に努めるとともに、保護者への啓発活動を積極的にを行います。また、学校などの各種公共施設の有効的活用を図ります。

ウ. 災害発生時における交通規制など

災害発生時は、必要に応じて緊急交通路を確保し、それに伴う混乱を最小限に抑えるため、車両通行止め、一方通行など必要に応じて道路管理者が交通規制を行います。また、う回指示、道路情報の提供などの措置を行い、これらを迅速かつ的確に行うため、インターネットなどを活用した道路交通に関する災害情報の提供を推進します。

第2節 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育は、自他の生命尊重という理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で、重要な意義を有しています。また、交通安全意識を向上させ、交通マナーを身に付けるためには、人の成長過程に合わせ、生涯にわたる交通安全学習を促進して町民一人ひとりが交通安全の確保を自らの課題として捉えるよう意識の改革を促すことが重要であります。

このことから、人優先の交通安全思想の下、子ども、高齢者、障がい者などの交通弱者に関する知識や思いやりの心を育むとともに、交通事故の被害者などの痛みを思いやり、交通事故の被害者にも加害者にもならない意識を育てることに努めます。

交通安全教育・普及啓発活動については、国、道、町、警察、学校、関係団体、

地域社会及び家庭がそれぞれの特性を生かし、互いに連携をとりながら地域が一体となった活動が推進されるよう努めます。特に、交通安全教育・普及啓発活動にあたる指導者に対し研修を実施するなどして指導力向上を図るとともに地域の実情に即した自主的な活動の促進を図ります。

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

ア. 幼児に対する交通安全教育

幼児に対しては、基本的な交通ルールの遵守と交通マナーを実践する態度を育成するとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的技能及び知識を習得させることを目標とし、幼稚園・保育所などにおいて行われる交通安全教育を支援し、保護者が常に幼児の手本となって安全に道路を通行するなど、家庭における適切な指導ができるよう努めます。

幼稚園・保育所などは、家庭及び関係機関・団体などと連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面を捉えて交通安全教育を計画的かつ継続的に行うよう努めます。

このほか、交通安全に関する指導を推進するため、現在結成されている子ども会や子ども会育成連絡協議会などの連携を図ります。

イ. 小学生に対する交通安全教育

小学生に対しては、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、危険を回避して安全に通行する意識と能力を高めることを目標とし、小学校で行われる交通安全教育に対する支援と子どもたちに対する補完的な交通安全教育の推進を図ります。

ウ. 中学生に対する交通安全教育

中学生に対しては、自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、通行する際は自己の安全だけでなく、他者への思いやりを持ち、安全に配慮できることを目標とします。

中学校で行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報提供などの支援を行うほか、保護者対象の交通安全講習会や子どもたちに対する補完的な交通安全教育の推進を図ります。

エ. 高校生に対する交通安全教育

高校生に対しては、自転車等の利用者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し自他の生命を尊重するなど、他者の安全にも配慮できるよう責任を持って行動できることを目標とします。

高等学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供などの支援を行うほか、高校生及び相当年齢者に対する補完的な交通安全教育の推進を図るものとします。

オ. 成人に対する交通安全教育

成人に対しては、免許取得時及び免許取得後の運転者の教育を中心として行うほか、社会人などに対する交通安全教育の充実に努めます。

免許取得後の運転者教育は、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な技能及び技術、特に危険予測・回避の能力の向上、交通事故被害者の心情など交通事故の悲惨さに対する理解、交通安全意識や交通マナーの向上を目標とし、事業所などにおいては、安全運転管理者、運行管理者などを法定講習、指導者向けの研修会などへ積極的に参加させ、自主的な安全運転管理の活発化に努めるものとします。

また、交通安全・防犯・青少年育成推進委員会、交通安全・防犯協会、自治会連合会、まちづくり運動推進協議会、子ども会育成連絡協議会など交通安全を推進する団体の活動に対して、積極的な指導協力を行い、それらの活動を通じて正しい交通ルールとマナーの実践を習慣づけるとともに、交通安全意識の高揚を図ります。

さらに、社会教育事業における交通安全のための諸活動を推進するとともに、PTA、女性、青年団体、各自治会及び自治会女性部などによる交通安全に関する活動を促進します。

カ. 高齢者に対する交通安全教育

高齢者に対しては、運転免許の有無などにより、交通行動や危険認識、交通ルールなどの知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者または運転者としての交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者の危険行動を理解させるとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的スキル及び交通ルールなどの知識の習得を目標とします。

老人クラブやことぶき大学などと連携して、高齢者の交通安全教室などを開催し、高齢者に対する社会教育活動・福祉活動、各種の催しなどの多様な機会を活用した交通安全教育など参加・体験・実践型の交通安全教育も積極的に推進します。

特に、運転免許を持たないなど交通安全教育を受ける機会のなかった高齢者を中心に、家庭訪問による個別指導、見守り活動などの高齢者と日常的に接する機会を利用した助言などにより高齢者の移動の安全が地域全体で確保されるように努めます。この場合、高齢者の自発性を促すことに留意しつつ、高齢者の事故実態に応じた具体的な指導と反射材活用など交通安全用品の活用を促します。

(2) 効果的な交通安全教育の推進

交通安全教育を行うにあたっては、受講者が、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするために、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用するものとし、交通

安全教育を行う機関・団体は、交通安全教育に関する情報共有と関係機関等との相互連携を図りながら交通安全教育を推進することとします。

また、受講者の年齢や道路交通への参加の態様に応じた交通安全教育指導者の養成・確保と、教育機材・教材などの充実及び効果的な教育手法の導入に努めるものとし、その効果を確認し、必要に応じて教育の方法、教材の見直しを行うなど、常に効果的な交通安全教育ができるよう努めます。

(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

ア. 交通安全運動の推進

町民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、町民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進するための運動として、町及び関係機関・団体が密接な連携の下に、家庭、学校、地域などに対し、交通安全運動を組織的・継続的に展開します。

交通安全運動の運動重点としては、子どもの交通事故防止、高齢者の交通事故防止、シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底、薄暮時や夜間における交通事故防止、自転車の安全利用の推進、スピードダウン、飲酒運転の根絶など、清里町の交通情勢に即した事項を設定するとともに、地域の実情に対応した効果的な交通安全運動を実施するため、必要に応じて地域の重点事項を定めるものとします。

交通安全運動の実施にあたっては、事前に、運動の趣旨、実施期間、重点事項、実施計画などについて広く町民に周知することにより、町民参加型の交通安全運動の充実・発展を図るとともに、町民本位の運動として展開されるよう、町民のニーズなどをふまえた実施に努めます。

イ. 横断歩行者の安全確保

運転者に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるため、交通安全教育や交通指導取締り等を推進します。また、歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うといった交通ルールの周知を図るとともに、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけることなど、歩行者が自らの安全を守る交通行動を促すための交通安全教育等を実施します。

ウ. すべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルトの着用の徹底を図るものとし、あらゆる機会・媒体を通じて積極的に普及啓発活動を展開します。

エ. チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、保護者に対する効果的な広報啓発・指導に努め、正しい使用の徹底を図ります。

オ. 反射材用品等の普及促進

夕暮れ時から夜間における視認性を高め、歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品や自発光式ライトなどの普及を図るため、積極的な広報啓発を推進するとともに、衣服や靴、鞆などの身の回り品における反射素材や反射材用品の活用を推奨します。

カ. 自転車の安全利用の推進

自転車が道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことの理解を深める必要があります。自転車乗用中の交通事故や自転車の安全利用を促進するため、「自転車安全利用五則」を活用するなどにより、歩行者や他の車両に配慮した通行など自転車の正しい乗り方やヘルメットの着用などに関する普及啓発の強化を図ります。特に、自転車の歩道通行時におけるルール、スマートフォンなどの操作や画面を注視しながらの乗車、イヤホンなどを使用して安全な運転に必要な音が聞こえない状態での乗車の危険性などについての周知・徹底を図ります。

自転車は、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有しており、交通に参加する者としての十分な自覚・責任が求められることから、そうした意識の啓発を図り、歩行者がいる場合に徐行するなどの交通マナー向上を推進します。

薄暮の時間帯から夜間にかけて自転車の重大事故が多発する傾向にあることをふまえ、自転車のライト点灯を徹底と側面などへの反射材の取付けを促進します。

キ. 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を引き続き推進するとともに、交通ボランティアや安全運転管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店などと連携してハンドルキーパー運動の普及啓発に努めるなど、地域、職域などにおける飲酒運転根絶の取組を更に進め、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という町民の規範意識の確立を図ります。

ク. デイ・ライト運動の推奨

運転者自らの交通安全意識を高め、車両の存在、位置などを相手に認識させることによる交通事故の防止、他者への交通安全の呼び掛けを図ることによる交通安全を願う心の輪を広げるため、昼間運行時における前照灯を点灯させるデイ・ライト運動を推奨します。

ケ. 黄色い旗の波(交通安全旗)運動の展開

学校や自治会などに交通安全旗を配布し、通学路などに設置されることにより運転者に安全運転を呼び掛け、通過交通の排除や車両速度の抑制等を図ります。

(4) 交通の安全に関する各団体の主体的活動の推進

町民の交通安全思想の普及徹底を図る上で大きな役割を果たしている交通安全を推進する団体については、団体が行う交通安全事業及び諸行事に対する援助、資料の提供などを行い、組織の強化及び主体的な活動を促進します。また、その他の団体・事業所などについては、町民に交通安全思想を浸透させるため、それぞれの立場に応じて、交通安全のための諸活動が積極的に行われるよう、交通安全運動などを通じ働きかけを行います。特に、本町の交通安全運動の中核となっている交通安全指導員や交通安全を推進する団体の組織の充実強化を図るとともに、活動の活性化を促進します。

(5) 効果的な広報の推進

交通安全に関する広報については、交通事故などの実態をふまえた広報、日常生活に密着した内容の広報、交通事故被害者の声を取り入れた広報など、具体的で訴求力の高い内容とするなどにより、実効が上がる広報を計画的に行います。また、家庭が交通安全に果たす役割が極めて大きいことから、家庭向け広報媒体を積極的に活用し、家庭に浸透するきめ細かい広報の充実に努めます。さらに、各団体、自治会などの交通安全に関する広報活動を援助するため、交通の安全に関する資料及び情報の提供を積極的に行います。

(6) 住民の参加・協働の推進

交通の安全は、町民の安全意識により支えられることから、町民自らが交通安全に関する自らの意識改革を進めることが重要です。このため、交通安全思想の普及徹底にあたっては、行政、民間団体、企業などと町民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し、町民の参加・協働を積極的に進めるものとします。このような観点から、安全で良好なコミュニティ形成を促すため、それぞれの地域における積極的な交通安全点検など、具体的な目標を設定できるよう交通安全対策を促します。

第3節 安全運転と車両の安全性の確保

(1) 運転者教育等の充実

安全運転を確保するためには、運転者の能力や資質の向上を図ることが必要であり、このため、運転者のみならず、これから運転免許を取得しようとする者及び今後増加することが予想される高齢運転者までを含めた運転者教育などの充実に努めます。また、運転者に対して、運転者教育、安全運転管理者による指導、その他広報啓発などにより、子どもや高齢者を始めとする歩行者や自転車に対する保護意識の高揚を図ります。さらに、今後の自動車運送事業の変化を見据え、企業・事業所などが交通安全に果たすべき役割と責任を重視し、企業・事業所などの自主的な安全運転管理対策の推進及び自動車運送事業

者の安全対策の充実を図るとともに、交通労働災害の防止などを図るための取組を進めるものとします。

(2) 自転車の安全性の確保

自転車の安全な利用を確保し、自転車事故防止を図る駆動補助機付自転車及び普通自転車の自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法などの指導を受ける気運を醸成することに努めます。さらに、やむを得ず自転車に乗って歩道を通行する場合は徐行して走行し歩行者への配慮を行い、また夜間における交通事故の防止を図るため、灯火の取付けの徹底と反射器材などの普及促進を図り、自転車の被視認性の向上を図ります。

第4節 道路交通秩序の維持

交通ルール無視による交通事故を防止するためには、交通指導取締り、交通事故事件調査、暴走車両取締りなどを通じ、道路交通秩序の維持を図ります。

(1) 交通指導の強化

道路における交通秩序維持のため、無免許運転、飲酒運転、著しい速度超過、交差点関連違反などの交通事故に直結する悪質性、危険性の高い違反、町民から取締要望の多い迷惑性の高い違反防止を、広報などを通じて啓発します。また、交通安全指導員などによる交通指導體制を充実するとともに学校、PTA、自治会などの参加協力のもと、歩行者、自転車利用者などの保護誘導活動を推進し、道路における歩行者及び自転車利用者の事故防止、特に市街地、通学・通園路に重点をおいて指導します。

(2) 暴走行為の対策強化

暴走車両による各種不法事案を防止し、交通秩序を確保するとともに、青少年の健全な育成に資するため、関係機関・団体が連携し、暴走車両対策を推進します。

ア. 暴走車両追放気運の高揚及び青少年指導の充実

暴走車両追放の気運を高揚させるため、関係機関からの情報による広報活動の充実と、家庭、学校、職場、地域などと連携した適切な青少年指導の実施などを推進します。

イ. 車両の不正改造の防止

暴走行為を助長するような車両の不正改造を防止するよう、また、保安基準に適合しない部品などが不正な改造に使用されないことがないよう、広報活動の推進及び企業、関係団体に対する要請を行います。

ウ. スピードダウンの励行運動の推進

全国的に暴走族の実態は大幅な減少が見られるものの、自動車保有が増

えるなかにおいて、一般の方による住宅街での速度超過や違反行為などによる危険性が高くあります。速度超過による交通事故の危険性に対する認識向上や交通環境に配慮した安全速度の励行を推進するとともに、速度取締りや監視の要請、危険性の高い場所への注意喚起看板や交通安全旗を設置し、交通秩序の維持を図ります。

第5節 救急・救助活動の充実

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、事故現場からの緊急通報体制の整備やバイスタンダー（現場に居合わせた人）による応急手当の普及などを推進します。

（1）応急手当の普及啓発活動の推進

事故現場に居合わせた方（バイスタンダー）による応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた心肺蘇生法などの応急手当の知識・実技の向上を図る講習会への参加啓蒙や、救急の日、救急医療週間などの機会を通じた広報啓発活動を積極的に推進します。

（2）救急・救助体制の整備

交通事故をはじめとする救急・救助業務の複雑多様化増大に対処するため、各種資機材の整備を促進します。

第6節 被害者支援の充実と推進

交通事故被害者などは、交通事故により多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受けたり、またはかけがえのない生命を絶たれたりするなど、大きな不幸に見舞われており、このような交通事故被害者などを支援することは極めて重要であることから、犯罪被害者等基本法などの下、交通事故被害者などのための施策の充実を図るものとします。

また、近年、自転車加害者になる事故に関し、高額な賠償額となるケースもあり、こうした賠償責任を負った際の支払い原資を担保し、被害者の救済の十全を図るため、損害賠償保険などへの加入を促進します。

さらに、交通事故被害者などは、精神的にも大きな打撃を受けている上、交通事故に係る知識、情報が乏しいことが少なくないことから、交通事故に関する相談を受けられる機会を充実させるとともに、被害者支援の積極的な充実を図るものとします。

（1）無保険（無共済）車両対策の徹底

自動車事故による被害者の救済対策の中核的役割を果たしている自動車損害賠償保障制度について、自賠責保険（自賠責共済）の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることを広報活動などにより町民に周知します。

（２）交通事故相談活動について

交通事故に関する相談については、日弁連交通事故相談センターなどと連携を密にし、実施していきます。

第 7 節 踏切道における交通の安全

（１）踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

踏切道の幅員、車両などの交通量を考慮し、警報機、遮断機などの踏切保安設備の整備を要請するとともに、小規模踏切については、大型車両の通行禁止など、必要な交通規制を要請します。

（２）踏切道の統廃合の促進

踏切道の利用状況、う回路の状況などを勘案して地域町民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を促進します。

（３）踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

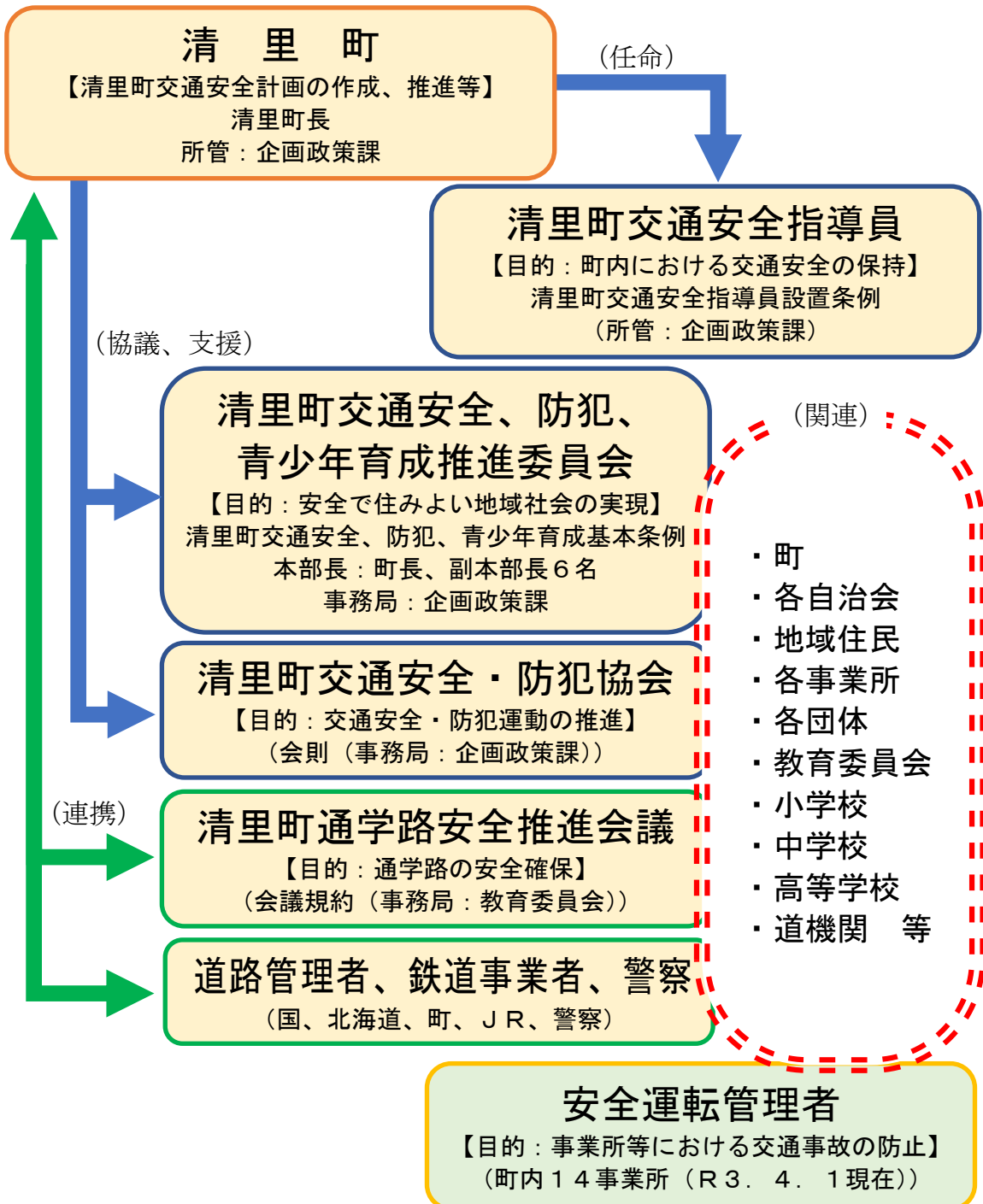
踏切事故は、直前横断、遮断機突破、エンストなどに起因するものが多いことから、自動車運転者や歩行者などの踏切通行者に対し、安全意識の向上及び踏切支障時における非常信号などの緊急措置の徹底を図るための広報活動などを一層強化します。

第4章 計画の推進体制について

第1節 計画の推進体制

交通事故の防止は、町のみならず関係機関、自治会、各種団体、地域住民等が共通理解のもとで取り組まなければならない課題で、住民一人ひとりの意識と行動が大切です。本計画を推進するための体制を次のとおり整理します。

■清里町の交通安全推進体制



第2節 交通安全実施計画

交通安全に関する計画の実効性を示すものとして、法第26条第4項に基づき毎年度「清里町交通安全運動実施計画」を作成し、広く周知・啓発を行い、一人ひとりの自主的な取り組みを促します。

■清里町交通安全運動実施計画（参考）

運動の目的	・交通安全を自らのことと捉え、交通ルールの遵守や思いやりのある交通マナーの実践が主体的に行われるよう、町民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図る。
通年運動	・高齢者事故の防止 ・シートベルトの全席着用 ・自転車安全利用の促進 ・スピードダウンの励行 ・居眠り運転防止 ・安全意識の向上 ・飲酒運転の根絶 ・通学路での安全確保
期別運動	○春の全国交通安全運動（4月上旬～中旬） ○春の行楽期の交通安全運動（5月中旬～下旬） ○夏の交通安全運動（7月中旬～下旬） ○秋の全国交通安全運動（9月下旬） ○秋の輸送繁忙期の交通安全運動（10月中旬～下旬） ○冬の交通安全運動（11月中旬～下旬）
実施する取り組み	・交通安全の啓発 ・子どもの交通安全指導 ・高齢者の交通安全指導 ・自転車の安全利用の啓発 ・レッド作戦 ・シートベルト等の着用啓発 ・飲酒運転根絶の啓発 等
町民交通安全の日	・毎月1日・15日（小・中学生登校時の交通安全指導を実施）
ゼロをめざす日	・4月上旬、9月下旬（広報等による住民周知や啓発）
飲酒運転根絶の日	・7月中旬（飲酒運転根絶の気運を高める啓発や広報活動）

第3節 交通安全に関する情報の共有化

交通安全に対する意識の高揚を図るため、事故発生状況や被害原因などの把握に努め、地域住民に適切な情報を提供し共有します。また、各交通安全運動や運動期間中に実施される各事業についても、町広報誌やホームページ等を用いて周知し、広く参加を呼びかけます。

第 1 1 次清里町交通安全計画

(令和 3 年度～令和 7 年度)

発行 : 清 里 町
令和 3 年 1 2 月 2 7 日

編集 : 企画政策課まちづくりグループ
北海道斜里郡清里町羽衣町 1 3 番地
電話 0 1 5 2 - 2 5 - 2 1 3 5 (直)